

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	実施方針		1	1	1	(2)					道路附属物（道路照明、道路標識等）	植樹帯内の樹木類（樹木、枯損木）は仮移植、撤去・復旧などどのように取り扱えばよろしいでしょうか。 これにあたり、入札公告では見積参考数量をお示し頂けますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針		1	1	1	(2)					事業内容に関する事項 事業に供される施設の種類の種類	「道路(車道、歩道、水路等)」には、植樹帯及び植樹帯内の樹木類も事業対象に含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	事業対象に含めます。
3	実施方針		1	1	1	(2)					道路附属物（道路照明、道路標識等）	当該事業範囲には高速道路に架かる橋梁が存在しますが、市の所有物でしょうか。また、当該電線共同溝を橋梁添架を計画されていますでしょうか。その場合、条件等は入札公告でお示し頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	橋梁は市の所有物です。 橋梁部の条件については、入札公告時に示します。
4	実施方針		1	1	1	(5)	イ				事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	PFI法に基づく特定事業を実施する民間事業者を、以下、「PFI事業者」と定義していますが、以降の事項ならびに要求水準書（案）では「事業者」となっています。これらは同義語と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針		1	1	1	(5)	イ				事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	既存ストックを活用するための選定根拠は何に基づくのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針		1	1	1	(5)	イ				事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	既存ストック活用の対象が電力、通信等の既存施設となっていますが、その他企業の埋設物は活用対象になるのでしょうか。	電力、通信の既存施設を想定しています。
7	実施方針		1	1	1	(5)	ウ				事業期間	「本事業の事業期間は、事業締結日から令和23年3月31日までとする。・・・ただし、維持管理業務期間（10年間）は変更できない。」とありますが、事業者の帰責によらない事由により、設計・工事業務が遅延した場合についても事業期間の変更はできないとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理期間は10年間とし、事業期間を延長する予定です。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
8	実施方針		1	1	1	(5)	ウ				事業期間	事業期間中、各業務において設計変更が認められた場合、実際に貴局とPFI事業者との間で変更契約を締結する時期について、どのようにお考えでしょうか。（事案毎、年度毎、業務完了時等）	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針		1	1	1	(5)	ウ				事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	道路延長約2.9km（事業延長約5.5km）で調査・設計、工事期間を含め8年10か月以内で完成するスケジュールでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針		2	1	1	(5)	エ				事業スケジュール	契約締結予定日が、何らかの理由で長期遅延した場合は、維持管理終了日である令和23年3月を超えることは可能でしょうか。	施設の引渡し日が遅れた場合でも、維持管理期間は10年間とし、事業期間を延長する予定です。
11	実施方針		2	1	1	(5)	エ				事業スケジュール	調査・設計、工事期間（8年11か月程度）とありますが、その期間となった理由をご教示頂けませんでしょうか。	市の標準的な電線共同溝事業スケジュールから、調査・設計、工事期間を設定しています。
12	実施方針		2	1	1	(5)	エ				事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	事業期間のうち、調査・設計、工事期間を8年10か月と算定されたのは、どのような根拠に基づくものでしょうか？ 横浜市内における無電柱化事業では、本事業と同程度の規模による無電柱化事業で実施可能な期間という判断でしょうか。	市の標準的な電線共同溝事業スケジュールから、調査・設計、工事期間を設定しています。
13	実施方針		2	1	1	(5)	エ				事業スケジュール	調査・設計、工事期間（8年10か月程度）中に維持管理費用が発生する場合は整備業務に係る対価に含まれる理解で宜しいでしょうか。 上記の場合、出来高にも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	整備工事期間に維持管理業務は発生しないため、維持管理業務費の支払いは含みません。
14	実施方針		2	1	1	(5)	オ	ア			特定事業の業務内容	1. 調査・設計業務内容に、ガス・水道・下水等の移設計画及び詳細設計は含まれますでしょうか。	調査・設計業務に移転計画及び詳細設計を含みません。詳細は要求水準書（案）に示しています。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
15	実施方針		2	1	1	(5)	オ	ア			特定事業の業務内容	2. 工事業務の項目内に「支障移設工事」とありますが、ガス・水道・下水等の移設が発生した場合の支障移設費用は当事業費に含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針		2	1	1	(5)	オ	ア			特定事業の業務内容	1. 調査・設計業に関して、当PFI事業範囲に係る電線共同溝の事前試掘及び予備設計は実施されているかと思われますが、資料の開示は可能でしょうか。	事業対象区域において試掘及び予備設計は、実施していません。 概略検討結果は入札公告時に示す予定です。
17	実施方針		2	1	1	(5)	オ	(ア)	1	b	事業内容に関する事項 事業内容 事業方式	設計業務は「詳細設計業務」となっていますが、本事業範囲の予備設計は完了しているという条件で設計着手するという解釈でよろしいでしょうか？ あるいは、「測量・調査業務」が業務項目に含まれていますので、予備なし詳細設計という解釈になるのでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。
18	実施方針		2	1	1	(5)	オ	(ア)	2	a	支障移設工事	工事業務として支障移設工事との記載がありますが、ライフライン企業等の占用物件の支障移設を指すのでしょうか。また、ライフライン企業等の埋設物の支障移設を指す場合、本PFI業務の受託者は、占用企業者との移設に関する調整業務と補償費の支払い業務と認識すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針		2	1	1	(5)	オ	(ア)	2	a	事業内容 業務範囲 特定事業の業務内容	支障移設工事は、それぞれの埋設占用事業者に依頼をする前提として本事業の中で実施することでしょうか。	本事業の中で実施しますが、依頼を前提にはしていません。
20	実施方針		2	1	1	(5)	オ	ア	2		工事業務	a. 支障移転工事で、他企業埋設物が発生した場合は委託する認識でよろしいでしょうか。また、移設費用についてはどのようにお考えでしょうか。	本事業の中で実施しますが、依頼を前提にはしていません。
21	実施方針		3	1	1	(5)	オ	(イ)			特定事業の対象範囲	道路付属物の道路標識に公安委員会管理のものを含まれますか。	含まれます。
22	実施方針		3	1	1	(5)	オ	(イ)			特定事業の対象範囲	本事業の歩道・車道・道路付属物及び電線共同溝の部分引き渡しは可能でしょうか。	部分引き渡しは予定していません。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
23	実施方針		3	1	1	(5)	オ	(イ)			特定事業の対象範囲	当該事業の施設整備期間は約9年と長期となりますが、その間の維持管理費は当該事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その際、維持管理に関する見積り参考資料は入札公告で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	整備工事期間に維持管理業務は発生しないため、維持管理業務費の支払いは含みません。
24	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			PFI事業者の収入	国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定されていますが、事業全体に対して国交省の補助金割合をお示しください。	詳細は入札公告時に示します。
25	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			整備業務に係る対価	「調査・設計業務」及び工事業務の対価のうち補助金対象となる費用については、出来高に応じて支払う予定である」とありますが、調査・設計業務、工事業務の期間中でも出来高に応じて支払いされると理解してよいでしょうか。	調査・設計業務、工事業務の期間中でも出来高に応じて補助金が支払われる場合、ご理解のとおりです。
26	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			整備業務に係る対価	『補助金が事業年度ごとの・・・出来高に応じて支払う予定である。』と記載がありますが、補助金相当分は出来高に応じて毎年支払われ、補助金対象外分は所有権移転後、割賦方式により支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際、補助金の比率等については入札公告で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	出来高に応じて補助金が支払われる場合、補助金相当分は出来高に応じて毎年支払い、補助金対象外分は所有権移転後、割賦方式により支払うことを予定しています。後段は、ご理解のとおりです。
27	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			事業内容 PFI事業者の収入 整備業務に係る対価	補助金が事業年度ごとの出来高に応じて市に交付される場合は、市への所有権移転前であっても、補助金対象となる費用については支払われるという解釈でよろしいでしょうか。	出来高に応じて補助金が支払われる場合、ご理解のとおりです。
28	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(イ)			整備業務に係る対価	「補助金が事業年度ごとの出来高に応じて市に交付される場合は、調査・設計業務及び工事業務の対価のうち補助金対象となる費用については、出来高に応じて支払う予定」とありますが、入札時点では補助金が支払われる前提で提案する理解で宜しいでしょうか。上記の場合、概算でも金額、支払時期等は提示して頂けます理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
29	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			整備業務に係る対価	割賦方式について、元利均等方式もしくは、元金均等方式のどちらで実施予定でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
30	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			整備業務に係る対価	支障移転工事の補償費は、補助金対象でよろしいでしょうか。	対象です。
31	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			事業内容 PFI事業者の収入 整備業務に係る対価	「本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定している」とありますが、活用した場合、国の会計検査等に必要となる書類等の作成も含まれるのでしょうか。	含まれます。
32	実施方針		3	1	1	(5)	カ	ア			整備業務に係る対価	整備業務及び所有権の移転が令和11年度内に完了した場合は、令和12年度から割賦払いが開始されますでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
33	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(ア)			事業内容 PFI事業者の収入 整備業務に係る対価	市の対価は令和13年度以降割賦払いですが、施工が早まった場合、開始時期は前倒し可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(イ)			維持管理業務に係る対価	維持管理業務に対する対価について、工期短縮により横浜市への所有権が前倒しされた場合、割賦方式の支払いについても前倒しされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(イ)			整備業務に係る対価	「市への所有権移転後、令和13年から令和22年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、所有権移転時期が前倒しとなった場合、支払い時期も前倒しされるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針		3	1	1	(5)	オ	イ			特定事業の対象範囲	維持管理業務は電線共同溝のみが対象となっていますが、歩道・車道・道路付属物についての点検及び補修は横浜市側にて実施すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針		3	1	1	(5)	オ	(イ)			事業内容 業務範囲 特定事業の対象範囲	維持管理業務の業務対象は電線共同溝のみで、道路及び道路付属物は対象外という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回 答
38	実施方針		3	1	1	(5)	オ	(イ)			事業内容 業務範囲 特定事業の対象範囲	調査・設計業務において、道路照明は、既存の道路照明を活用する場合がありますでしょうか。	既存の道路照明を活用することを前提としています。
39	実施方針		3	1	1	(5)	カ	(イ)			事業内容 PFI事業者の収入 維持管理業務に係る 対価	「電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占有料については、市が収受しPFI事業者の収入としない。」とありますが、建設負担金についてはどのような扱いになるのでしょうか。	建設負担金は市が収受します。
40	実施方針		4	1	2	(2)					特定事業の選定方法	現在価値換算、定性的評価の内容についての開示はいただけるのでしょうか。	VFM及び定性的評価について、令和3年4月に特定事業の選定結果を公表する予定です。
41	実施方針		4	1	2	(2)					特定事業の選定及び 公表に関する事項 特定事業の選定方法	公的財政負担見込額について、その額と算定内訳は公表されるのでしょうか。	VFM及び定性的評価について、令和3年4月に特定事業の選定結果を公表する予定です。
42	実施方針		4	1	2	(2)					特定事業の選定及び 公表に関する事項 特定事業の選定方法	サービス水準の評価について、その結果と評価内容は公表されるのでしょうか。	VFM及び定性的評価について、令和3年4月に特定事業の選定結果を公表する予定です。
43	実施方針		4	1	2	(2)					特定事業の選定及び 公表に関する事項 特定事業の選定方法	サービス水準について、定量的評価と定性的評価の基準を教えてくださいませんか。	調査・設計業務、工事業務、維持管理業務までを包括的に実施することによるコスト縮減及び無電柱化事業の促進等の効果を想定しています。
44	実施方針		5	2	1	(2)	イ				民間事業者の選定に 関する基本的事項 民間事業者の選定の 方法 提案審査	「提案書について、審査基準を踏まえ審査を行う」となっていますが、入札書に関する記載がありませんが、どのような方法で評価されるのでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
45	実施方針		7	2	5	(1)	ア				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの構成等 応募グループの定義	構成企業は、「調査・設計企業」・「工事企業」・「維持管理企業」のいずれか2以上を兼務してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 第2.5(1)エ.業務範囲の明確化に示すとおりです。
46	実施方針		7	2	5	(1)	イ				応募グループの構成	S P Cから直接業務を請負い、且つS P Cに出資を行う法人であっても、実施方針2頁第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務のいずれも行わない、金融機関、F A業務やS P C管理業務を請け負う企業、税理士や監査法人と同様に構成企業には該当しない認識で宜しいのでしょうか。	構成企業に該当します。
47	実施方針		7	2	5	(1)	イ				応募グループの構成	S P Cから間接的に業務を請負う法人であっても、実施方針2頁第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務のいずれも行わない、所謂F A業務やS P C管理業務を請け負う場合は、税理士や監査法人と同様に協力企業には該当しない認識で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針		7	2	5	(1)	ウ				SPCの組成	S P Cを設立する場合、令和4年3月の事業契約の仮契約前までにS P Cを設立し、市との事業仮契約日は、基本協定締結日と同日でも良いのでしょうか。	S P Cの設立は、事業契約の仮契約の締結日までとします。 事業契約の仮契約の締結日は、第2.2選定の手順及びスケジュールに示すとおり、基本協定締結日とは異なります。
49	実施方針		7	2	5	(1)	ウ				SPCの組成	S P Cを設立する場合において、各構成企業の出資比率について市として意見等される事はあるのでしょうか。	実施方針に示すとおりです。
50	実施方針		8	2	1	(2)	イ	(ア)			調査・設計企業の参加資格要件	「事業管理業務の実績を有するもの」とありますが、国、地方公共団体からの受委託工事のマネジメント業務も含まれるとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
51	実施方針		8	2	5	(1)	エ				業務範囲の明確化	『また、第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務以外の業務を実施する者は、実施する業務を明らかにすること。』との記載があるが、第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務以外の業務とは、どのような業務を想定しているのでしょうか。	事業者が本事業を実施するにあたり必要と考える業務のことです。
52	実施方針		8	2	5	(1)	エ				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの構成等 業務範囲の明確化	同一の会社が工事監理業務と工事業務を担ってはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針		8	2	5	(1)	エ				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの構成等 業務範囲の明確化	「相互に人事面において関連のある者」の具体的な要件を教えてくださいませんか。	人事面で関連のある者とは、会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることです。
54	実施方針		8	2	5	(1)	エ				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの構成等 業務範囲の明確化	工事監理業務と工事業務を実施できない条件として、「人事面において関連のある者」とありますが、ここでいう「者」とは、「代表企業、構成企業又は協力企業」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針		8	2	5	(1)	エ				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの構成等 業務範囲の明確化	「同一の者又は相互に資本も若しくは人事面において関連のある者」とは、資本関係については、会社法上、子会社等の関係にある場合、若しくは親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合を指すのでしょうか。また、人事面において関係のある者とは、会社法上の役員あるいは民事再生法上の管財人という解釈でよろしいでしょうか。	資本面で関連のある者とは、関係者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることです。 人事面で関連のある者とは、会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることです。
56	実施方針		8	2	5	(2)	ア				応募グループの参加資格要件	実施方針2頁第1.1(5)オ(ア)に掲げる業務のいずれにも該当しない業務（FA業務やSPC管理業務等）を行う企業が本事業に参画する場合は本項目に記載の共通資格要件を満たすこと以外に必要な資格等はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
57	実施方針		8	2	5	(2)	イ				応募グループの備えるべき参加資格要件 応募グループの参加資格要件 各業務に当たる者の参加資格要件	「応募グループの構成企業又は協力企業は、業務範囲を分担した業務について、各々以下の参加資格要件を満たすものとする。」とありますが、協力企業も各々参加資格要件を満たさなければならないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(7)	c		応募グループの参加資格要件 各業務に当たる者の参加資格要件	RCCMは「技術士部門と同様の部門に限る」とありますが、RCCMには総合技術監理および建設部門がありません。具体的に対象となる部門は何でしょうか。道路部門も対象でしょうか。	RCCMの道路部門は対象とします。
59	実施方針		9	2	1	(2)	イ	(イ)			工事企業の参加資格要件	「調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りではなく、調査・設計企業の実績（調査・設計企業の参加資格要件b）又は・・・」とありますが、「事業監理業務の実績を有する者」は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針		9	5		(2)	イ				工事企業の参加資格要件	配置予定技術者の要件として「舗装工事業に係る監理技術者」の配置となっておりますが、技術者の施工実績は問わないと判断して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(ウ)			工事監理企業の要件	調査・設計企業との兼務は可能ですか。	可能です。
62	実施方針		9	2	1	(2)	イ	(ウ)			工事監理企業の参加資格要件	「工事監理企業は、調査・設計企業又は工事企業の参加資格要件を満たすこと。」とありますが、「調整マネジメント業務（設計段階又は施工段階）のみを実施するもの」だけの参加資格要件を満たす場合でも参加資格要件を満たすことができるのかご教示願います。	参加資格要件を満たしません。
63	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(ウ)			工事監理企業の参加資格要件	上項（ア）c. では「管理技術者を配置」、（イ）d. では「監理技術者を専任で配置」と記載されていますが、工事監理のみを実施する企業も当技術者の配置が必要でしょうか。	工事監理を実施する企業の技術者としては、「管理技術者」及び「監理技術者」の配置は必要ありませんが、業務を実施する技術者の配置は必要です。
64	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(エ)	a		維持管理企業の要件 （点検業務）	調査・設計企業との兼務は可能ですか。	可能です。
65	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(エ)	a		維持管理企業の参加要件	維持管理企業は、参加資格要件として実績は問わないということではよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
66	実施方針		9	2	5	(2)	イ	(エ)	b		維持管理企業の要件（補修業務）	工事企業との兼務は可能ですか。	可能です。
67	実施方針		10	2	1	(2)	イ	(オ)			その他の業務を実施する者の参加資格要件	「その他の業務」とありますが、その他の業務とはどのような業務が該当するのかご教示願います。	PFI事業の統括やSPC管理業務等を想定しています。
68	実施方針		9	2	5	(2)	イ				応募グループの参加資格要件	工事着手後、予期せぬ事情により工事が不可能になった場合、工事一時中止等の手続きは可能でしょうか。	市は、合理的に必要なと認めた場合には、その理由を事業者へ通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を中止させることができることとしています。また、P22 リスク分担表 番号36、37に記載のとおりです。
69	実施方針		9	2	5	(2)	イ	d			応募グループの参加資格要件	工事期間が多年に及ぶため、工事着手後の配置技術者の途中交代は可能でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
70	実施方針		9	2	5	(2)	イ	d			応募グループの参加資格要件	監理技術者を配置する期間は、舗装工事業務の期間であり、試掘業務期間の考え方をご教授ください。	監理技術者の配置については、建設業法の規定に基づきます。
71	実施方針		9	2	5	(2)	イ	d			応募グループの参加資格要件	SPCを設立しない場合、工事請負会社も主任技術者ではなく監理技術者が必要なのでしょうか。	建設業法の規定に基づきます。
72	実施方針		8	2	5	(2)	イ				各業務に当たる者の参加資格要件	維持管理段階の調整マネジメント業務のみの参加資格要件はないのでしょうか？	維持管理段階の調整マネジメント業務のみを実施する場合は、第2.5(2)ア. 応募グループ共通の参加資格要件を満たす者及びウ. 応募グループの失格要件に抵触しない者となります。
73	実施方針		10	5		(2)	エ				維持管理企業の参加資格要件	調整マネジメント業務（維持管理段階）についての参加資格要件が記載されておりませんが応募グループ共通の参加資格要件を満たせば宜しいのでしょうか。	維持管理段階の調整マネジメント業務のみを実施する場合は、第2.5(2)ア. 応募グループ共通の参加資格要件を満たす者及びウ. 応募グループの失格要件に抵触しない者となります。
74	実施方針	3	14	4	1						施設の立地条件別紙3「事業対象区域図」	道路延長2.9kmに対し、事業延長が約5.5kmと、0.3kmの差異がありますが、この理由は何でしょうか。	現況で電柱未設置区間を控除しています。
75	実施方針	3	14	4	1						施設の立地条件別紙3「事業対象区域図」	事業対象区域には、トンネルや橋梁が含まれていますが、電線共同溝の整備範囲に含まれているのでしょうか。	事業対象範囲に橋梁区間は含まれますが、トンネル区間は含まれません。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
76	実施方針		16	6	3						融資機関又は融資団と市との協議	資金調達におきまして、直接協定締結の場合は、プロジェクトファイナンスが前提となるかと思料しますが、プロジェクトファイナンス組成の場合は審査上の加点等は想定されておりますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
77	実施方針	1	19								事業スキームの参考イメージ	SPCを組成することによる審査上の加点等は想定されておりますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
78	実施方針	2	20	6							リスク分担表	「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」と記載がありますが、不可抗力的に、極めて変動の大きいインフレ、デフレが生じた場合の金利変動リスクにおいては、市と事業者が分担を協議するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
79	実施方針	2	20	10							リスク分担表（案） 税制変更リスク	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用」は事業者負担とありますが、新設の場合の税負担は入札時点では想定できるものではなく、事業収支計画に対して過度のリスク負担かと思料します。再考をお願い致します。	リスク分担表のとおりとします。
80	実施方針	2	20	12							リスク分担表（案） 法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。本件は、消費税のリスク分担の扱いと同様に「すべての者に影響する」ものが事業者負担との理解でよろしいでしょうか。その場合、記載の追加をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
81	実施方針	2	20				7				別紙2リスク分担表（案） 市の関連業務に関するリスク	市の関連事業は、あらかじめ事業者へ情報共有されるという解釈でよろしいでしょうか。	入札公告時点で把握できている情報については、提供します。
82	実施方針	2	21	13 14							リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、市の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、参考までに、「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当までを事業者が負担し」の考え方をご教示願います。	前段については、リスク分担表のとおりとします。後段については、内閣府の「PFIの事業契約の条項（案）」でも示されていますが、公共工事標準契約約款第30条第4項においても請負代金の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方をしています。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
83	実施方針	2	21					13			不可効力リスク	増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当額までを事業者が負担するとありますが、この1%負担に関する根拠・理由はどのようなものでしょうか。	内閣府の「PFIの事業契約の条項（案）」でも示されていますが、公共工事標準契約約款第30条第4項においても請負代金の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方をしています。
84	実施方針	2	21	13							リスク分担表（案） 電線共同溝整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を市が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。」とありますが、増加費用又は損害の発生度に1%を事業者が負担し、数次にわたって発生した場合は累計で建設工事費等の1%が事業者負担の上限になる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	実施方針	2	21				13				別紙2リスク分担表（案） 不可抗力リスク	電線共同溝整備業務における「不可抗力」には、占有者の対応ならびに道路区域内に存在が想定しえない地中障害物があった場合も含まれるのでしょうか。	本事業は地下埋設物調査を含んでいるため、基本的には地中障害物は含みません。ただし、通常の探査を実施したにもかかわらず地中障害物があった場合は、市と協議になります。
86	実施方針	2	21	20 21							リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	本事業に関する住民等への説明等は未実施です。
87	実施方針	2	22	25							調査に関するリスク	「事業者による敷地に関する調査」と記載がありますが、当初設計条件として家屋調査を含むという解釈で宜しいでしょうか。	家屋に影響を及ぼす範囲においては、ご理解のとおりです。
88	実施方針	2	22	26 27							リスク分担表	事業者の帰責事由以外での条件変更等が生じた場合は、市との協議の上、設計変更の対象となるという解釈で宜しいでしょうか。	発生する事象により判断します。
89	実施方針	2	22	28							市が実施した概略検討結果の瑕疵による増加費用又は損害	「概略設計（参考）はあくまで参考として貸与する。」と記載されておりますが、詳細設計による事業費用の増加は、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
90	実施方針	2	22				28				別紙2リスク分担表（案） 設計図書の瑕疵リスク	「概略検討結果はあくまで参考として貸与する」とありますが、いつ頃確認することができるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
91	実施方針	2	22				28				別紙2リスク分担表(案)設計図書の瑕疵リスク	「市の帰責事由」の範囲には、水道局・下水道局など道路局以外もすべて含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	含まれません。
92	実施方針	2	22	30							環境対策リスク	「生活環境に与える影響調査」とは一般的な請負工事に行われる近隣対策と地下水調査、騒音・振動等とは別にありましたら具体的に何を指すかご教示ください。	一般的な請負工事に行われる近隣対策と地下水調査、騒音振動等を含め、現地の状況により近隣住民の生活環境に影響を与えるものを想定しています。
93	実施方針	2	22				31 32				別紙2リスク分担表(案)環境対策リスク	近隣住民等の要望活動・訴訟について、市の帰責事項か否かはどのような判断基準に基づくのでしょうか。	発生する事象により判断します。
94	実施方針	2	22	32							環境対策リスク	「市の帰責事由以外」とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	発生する事象により判断します。
95	実施方針	2	22				33 34 35				別紙2リスク分担表(案)引渡し遅延リスク	市・事業者以外の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害については、負担者はどのようになるのでしょうか。	リスク分担表に示すとおりです。
96	実施方針	2	22	34							リスク分担表	「想定しえない地中障害物の処理によるもの」の負担は横浜市と記載されていますが、処理が長期間に亘る場合に増加する間接工事費等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	実施方針	2	22	35							リスク分担表	市、事業者の帰責事由以外で本施設の引渡しが遅延した場合の増加費用又は損害は、市と事業者が協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	実施方針	2	22				36				別紙2リスク分担表(案)工事中止・中断リスク	「市の帰責事由」の範囲には、水道局・下水道局など道路局以外もすべて含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	発生する事象により判断します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
99	実施方針	2	22				36 37				別紙2リスク分担表(案) 工事中止・中断リスク	市・事業者以外の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用は、負担者はどのようになるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
100	実施方針	2	23	40							リスク分担表	「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
101	実施方針	2	23	40							第三者への損害リスク	「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
102	実施方針	2	23	41							リスク分担表	「その他市の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害」は事業者負担とありますが、支障移転工事実施中に第三者へ及ぼした損害が起因となった場合の考え方についてご教示願います。	支障移設工事は本事業の業務内容であるため、リスク分担表に示すとおりです。
103	実施方針	2	23	42							リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
104	実施方針	2	23	43							瑕疵の修補又は損害賠償の請求	瑕疵の補修又は損害賠償の請求できる期間についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
105	実施方針	2	23	44							物価上昇リスク	物価上昇リスクについて、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
106	実施方針	2	23	44							物価上昇リスク	物価上昇率等の基準・考え方等について、入札公告時にて明示していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	実施方針	2	24	53							リスク分担表	市の帰責事由によるリスクについて、事業者負担欄に「○」が記載されていますが、どのようなものを想定されているのご教示願います。	維持管理費の減額を想定しています。
108	実施方針	2	24	55							物価上昇リスク	物価上昇リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
109	実施方針	2	24	55							物価上昇リスク	「一定の条件を満たす場合」と記載がありますが、「一定の条件」についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
110	実施方針	2	24	60							リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、市の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	不可抗力に対する事業者の負担については、リスク分担表の番号13, 14に示すとおりです。
111	実施方針	2	24	61							リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	前段は、市及び事業者が法令変更の内容に応じて、協議することとなります。後段は、法令変更に対する事業者の負担については、リスク分担表の番号11, 12に示すとおりです。
112	実施方針	4	26								調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲	事業延長約5.5kmは具体的にどの区間を指すのでしょうか。また、事業区間内にはトンネル部、橋梁部がありますが、トンネル部、橋梁部も対象範囲に含まれますか。含む場合は特殊扱いとし、契約変更対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、詳細は入札公告時に示します。中段は、事業対象範囲に橋梁区間は含みますが、トンネル区間は含みません。後段は、詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
113	実施方針	4	26								調査・設計業務、工 事業務、工事監理業 務の対象範囲	標準断面図（管路部）において管路が車道内に示されていますが、管路は車道内整備を基本としているのでしょうか。	概略検討においては車道整備を想定していますが、詳細については、入札公告に示します。
114	実施方針	4	26								『調査・設計業務、 工事業務、工事監理 業務の『対象範囲』 ■標準断面図（管路 部）	標準断面図を確認する限り、電線共同溝は歩車道境界部の車道に計画されていますが、歩道への構築を基本としていないのでしょうか。	概略検討においては車道整備を想定していますが、詳細については、入札公告に示します。
115	実施方針	4	26								『調査・設計業務、 工事業務、工事監理 業務の『対象範囲』 ■平面図	対象範囲内にある『トンネル』及び『萩の台公園付近（東行き）の歩道部』は電線共同溝整備範囲として計画しているのかご教示下さい。	現況に電柱の無い区間については、対象にしません。
116	実施方針	4	26								調査、設計業務、工 事業務、工事監理業 務の対象範囲	設計業務にあたり、笹下川添架、磯子カンツリークラブ付近隧道、横浜横須賀道路南台ICオーバークラスの添架は、道路構造上の理由から、連続した電線共同溝整備は原則不可と考えます。区域外電柱への連系から架空対応等の可否判断を含め、入札公告時に事業区間の対象範囲を明確にして頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業では、現場調査、詳細設計を含めて一括で実施するものであり、詳細設計後に、協議の上判断します。 入札公告時には、事業費算定の考え方を示します。
117	実施方針	5	27								維持管理業務の対象 範囲	事業延長約5.5kmは具体的にどの区間を指すのでしょうか。また、事業区間内にはトンネル部、橋梁部がありますが、トンネル部、橋梁部も対象範囲に含まれますか。含む場合は特殊扱いとし、契約変更対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、詳細は入札公告時に示します。 中段は、事業対象範囲に橋梁区間は含みますが、トンネル区間は含みません。 後段は、詳細設計時に変更等について協議しましょう。
118	実施方針	5	27								維持管理業務の対象 範囲	標準断面図（管路部）において管路が車道内に示されていますが、管路は車道内整備を基本としているのでしょうか。	概略検討においては車道整備を想定していますが、詳細については、入札公告に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
119	要求水準書（案）		1	1	5						事業目的	「横浜市中小企業振興基本条例」において、中小企業とは「市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。」とありますが、登記簿謄本に記載された事業所を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書（案）		2	1	5						事業目的	「『横浜市中小企業振興基本条例』趣旨を鑑みた地域経済活性化に資する期待」と記載されていますが、これについての具体的な実例がありましたら、ご教示願います。	電線共同溝PFI事業は、横浜市で初めての取組であり、実例はありません。
121	要求水準書（案）		2	1	6						事業の概要	道路付属物の道路標識に公安委員会管理のものを含まれますか。	含まれます。
122	要求水準書（案）		2	1	6						事業の概要	維持管理業務の対象範囲は電線共同溝部分のみで良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書（案）		3	1	7	(2)	2)				事業の内容	電柱撤去時の舗装復旧も含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書（案）		3	1	7	(5)	1)				事業期間	設計業務・工事業務の工期末は、令和13年3月となっていますが、これは抜柱までの工期を示すのでしょうか。	本施設の完成までです。第5.4.(3)3)抜柱完了時期に示すとおり、抜柱は維持管理業務期間開始2年後までとしています。整備期間中の抜柱については応募グループの提案によります。
125	要求水準書（案）		3	1	7	(5)					事業期間	工事前倒し完成の場合、維持管理業務10年間固定であることから、事業期間は工事前倒しした期間だけ前倒しすることと理解してよろしいでしょうか。また、年度途中での事業期間完了する場合もありとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、詳細は入札公告時に示します。
126	要求水準書（案）		3	1	7	(2)	2)				業務の内容 工事業務	「6.事業の概要」では道路付属物の設計・工事が含まれていますが、業務内容は電線共同溝のみとなつたと思います。どちらが正しいのでしょうか。	電線共同溝工事に伴い発生する道路付属物は、工事業務の対象です。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
127	要求水準書（案）		4	1	10						適用基準	適用基準等には、「横浜市電線共同溝整備マニュアル 標準構造図集」も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書（案）		5	1	12						企業者間調整会議の開催	道路占用企業者等を招集しての会議開催にあたり、会場については市所有の会議室等の貸与は可能か。また、コロナ禍での会議開催に際し、WEB会議等の実施及び開催に当たっての規定等はあるでしょうか。もしあるなら、規定を開示していただけるでしょうか。	前段は、会議室の空き状況により協力は可能です。後段は、規定はありません。応募グループの提案によります。
129	要求水準書（案）		5	1	13						地元説明会の開催	想定されている開催規模（招集人数）、開催回数はいかがでしょうか。会場設営や夏季の熱中症対策のための冷房機器レンタル等は設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、回数の指定はありません。後段は、設計変更の対象とはしません。
130	要求水準書（案）		5	1	13						地元説明会の開催	「市はこれに協力する」とありますが、「地元説明会には貴市も出席頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書（案）		5	1	14						発注状況の報告	「記載の範囲については、・・・、再発注する業務（2次業務）までを対象とすること」とありますが、どこまでを対象と考えればよいでしょうか。具体には、物品（紙や燃料など）の購入も対象でしょうか。	再委託届が必要な業務を対象としています。
132	要求水準書（案）		5	1	14						発注状況の報告	「市が議会へ報告する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。」とありますが、どのような配慮をして頂けるのかご教示願います。	具体的な発注先（企業名）は報告しません。
133	要求水準書（案）		5	1	15						事業の実施に関する報告及び調査	『事業者は、本事業の実施に関する報告及び調査に協力するものとし、市が指示する市の委員会、庁内会議、打合せへの出席及び必要な資料の作成及び提出に協力するものとする。』との記載がありますが、入札公告の調整マネジメント業務の見積もり参考資料で、打合せ回数等をご提示いただけますでしょうか。	提示の予定はありません。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
134	要求水準書（案）		5	1	15						事業の実施に関する報告及び調査	会議等の出席頻度はどの程度お考えでしょうか。	具体的な頻度は想定していません。
135	要求水準書（案）		5	1	16						要求水準の変更	要求水準が変更になった場合、費用の変更も可能でしょうか？	要求水準の変更内容によりませんが、費用の変更は可能です。
136	要求水準書（案）		7	2	1	(2)	2)				業務の条件	定期的に報告とはどの程度を想定されていますか。	業務の主要な段階の報告を想定しています。
137	要求水準書（案）		7	2	1	(2)	2)				業務の条件	「事業者は、市に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告すること」とありますが、報告の頻度は別途協議との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書（案）		7	2	1	(1)					一般事項	景観に配慮した舗装について事業範囲及び当該路線、または、他の市管理道路等において、色、材質等、市が統一的に実施している場合、入札公告の見積もり参考資料でご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業費算出根拠については、入札公告時に示します。
139	要求水準書（案）		7	2	1	(1)					総則 一般事項	「設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。」とありますが、採用される場合、市と単価等について協議して決定するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書（案）		7	2	1	(4)					総則 地元関係者との交渉等	・・・”市の指示がある場合”とありますが現状で想定されている具体的な指示内容を教えて下さい。	地元関係者から市へ個別の相談があった場合を想定していますが、具体的な内容は想定していません。
141	要求水準書（案）		8	2	1	(5)	1)				成果品の提出	調査・設計期間は業務着手に先立ち業務計画書で定め、市に報告するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書（案）		8	2	1	(5)	2)				総則 成果品の提出	調査設計業務において国交省の無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
143	要求水準書（案）		9	2	2						BIM/CIMの活用について	「BIM/CIMに要する費用は実施内容に基づいた見積書の提出を求め」とありますが、見積書の提出時期を教えてください。提案を踏まえて事業実施後に求められるのか/本事業の事業費算出のために、提案書提出前（提出時）に求められるのか。	事業契約後、調査・設計業務の開始前までに提出をお願いします。
144	要求水準書（案）		9	2	2						BIM/CIMの活用について	「BIM/CIMに要する費用は見積書の提出を求め」と記載されています。これは、入札公告の段階で見積書を提出するものでしょうか。それとも、事業契約後に見積書を提出するものでしょうか。	事業契約後、調査・設計業務の開始前までに提出をお願いします。
145	要求水準書（案）		9	2	2						BIM/CIMの活用について	見積の提出はどの段階を想定していますか教えてください。	事業契約後、調査・設計業務の開始前までに提出をお願いします。
146	要求水準書（案）		9	2	2						BIM/CIMの活用について	要求されている水準を教示願います。	事業契約後、協議して決定します。
147	要求水準書（案）		9	2	2						BIM/CIMの活用について	実施内容及び実施方法は協議の上、決定すると記載がありますが、提案はするものの費用は見積書に計上しないということでしょうか。	入札金額には含まれません。
148	要求水準書（案）		9	3	3	(1)					調査設計条件	既存ストックの活用検討は必須でしょうか。	要求水準書（案）に示すとおりです。
149	要求水準書（案）		9	2	3	(1)	4)				調査・設計条件	将来の道路計画は詳細設計成果まで提供されるとの認識で良いでしょうか。	将来の道路計画については、調査・設計業務期間中に情報を共有します。
150	要求水準書（案）		9	2	3	(1)	4)				調査・設計条件	将来の道路計画に関する資料の提示があると考えると良いのでしょうか。また、将来とは何年先を想定しているのでしょうか。	将来の道路計画については、調査・設計業務期間中に情報を共有します。
151	要求水準書（案）		9	2	3	(1)	4)				業務内容 調査・設計条件	将来の道路計画に関する情報はいつ提供いただけるでしょうか。	将来の道路計画については、調査・設計業務期間中に情報を共有します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
152	要求水準書（案）		9	2	3	(1)	4)				業務内容 調査・設計条件	将来の道路計画を具体的に教えて頂けますでしょうか。	将来の道路計画については、調査・設計業務期間中に情報を共有します。
153	要求水準書（案）		9	2	3	(1)					業務内容 調査・設計条件	設計延長には、事業対象区域内のトンネル、橋梁も含まれるのでしょうか。含まれていない場合は、設計条件により設計延長が変更になる場合があるのでしょうか。	事業対象範囲に橋梁区間は含みますが、トンネル区間は含みません。
154	要求水準書（案）		9	2	3	(2)					調査項目	建物調査、水文調査は対象外でしょうか。また、仮に必要となった場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。	必要となった場合、変更の対象とします。
155	要求水準書（案）		9	2	3	(2)					調査項目	測量はBIM/CIM用の3次元測量を行う場合、この費用は協議の上で見積対象と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書（案）		9	2	3	(2)	2)				現況測量	現況測量の詳細は（横断測量、レーダー測量等）は入札公告で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書（案）		9	2	3	(2)					業務内容 調査項目	別紙2リスク分担表には、市が概略検討をすることになっていますが、概略検討には調査項目の1)～6)については未実施ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書（案）		9	2	3	(2)	6)				調査項目	地下埋設物調査（試掘等）と記載されていますが、試掘箇所数は入札公告時に明示していただけるのでしょうか。	試掘の考え方について、入札公告時に示します。
159	要求水準書（案）		9	2	3	(3)					設計項目	道路設計、歩道設計、道路付属物（照明等）、占用物移設設計は設計項目に含まれますか。	含まれます。
160	要求水準書（案）		9	2	3	(3)	1)				電線共同溝詳細設計	概略設計は、当該事業契約までに完了し、引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
161	要求水準書（案）		9	2	3	(3)					業務内容 設計項目	本業務の設計項目は「電線共同溝詳細設計」ということは、予備設計が入札公告時に提示されるという理解でよいでしょうか。	予備設計は実施していません。詳細は入札公告時に示します。
162	要求水準書（案）		9	2	3	(3)	1)				業務内容 設計項目	舗装復旧は、影響範囲を含めた本復旧でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
163	要求水準書（案）		10	2	3	(4)					道路計画等の確認	「将来の道路計画について把握し交通管理者と設計協議を行い、問題点を整理する」とありますが、将来の道路計画は既存の計画があると理解してよいでしょうか。また、事業者は既存の道路計画を基に交通管理者と設計協議するのでしょうか。道路計画は詳細設計まで提供されるとの認識でよろしいでしょうか。	調査・設計業務期間中に情報を共有します。
164	要求水準書（案）		10	2	3	(4)					業務内容 道路計画等の確認	将来の道路計画に関する交通管理者との協議をPFI事業者が実施する理由をご教えてください。協議により変更が生じた場合は、将来道路計画の修正を行うのでしょうか？	調査・設計業務期間中に情報を共有します。
165	要求水準書（案）		10	2	3	(4)					業務内容 道路計画等の確認	事業者は、将来の道路計画について把握し、とありますが、（3）設計項目では、本事業の設計項目は電線共同溝詳細設計（舗装復旧を含む）となっています。将来計画がある場合は、道路設計が追加になるということでしょうか。	調査・設計業務期間中に情報を共有します。
166	要求水準書（案）		10	2	3	(5)					既存ストック活用検討	既存ストックの活用を検討する場合の品質基準が「50年の耐用年数」とありますが、これは工事業務完了時（整備施設の所有権移転時）以降50年という考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書（案）		10	3	3	(5)					既存ストック活用の検討について	50年の耐用年数とありますが品質確保をどのような方法で確認するのでしょうか。	既存ストック所有者との協議により確認します。
168	要求水準書（案）		10	2	3	(5)	2)				業務内容 既存ストック活用 検討	50年を耐用年数とする品質証明の方法は提案させて頂き協議することでよろしいでしょうか。	既存ストック所有者との協議により確認します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
169	要求水準書（案）		11	2	5	(3)					設計業務の成果 設計図面	設計図書の成果品一覧をお示しいただけますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
170	要求水準書（案）		11	2	6	(2)					調整マネジメント業務（設計段階） 業務計画	・・・次の(3)から(10)とありますが(10)の内容が記入漏れのようなので教えてください。	次のとおり訂正します。 誤：(3)から(10) 正：(3)から(9)
171	要求水準書（案）		12	2	6	(4)					地元説明会	想定されている開催規模(招集人数)、開催回数 はございますか。会場設営や夏季の熱中症対策 のための冷房機器レンタル等は設計変更の対象 となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、回数の指定はありません。 後段は、設計変更の対象とはしません。
172	要求水準書（案）		12	2	6	(5)					連系管・引込管・連 系設備の調整	『なお、引込管・・・市と単価等について協議 して決定する。』と記載がありますが、入札段 階では単価等が決定していないため、どのよう に費用を見込めば宜しいでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。
173	要求水準書（案）		12	2	6	(5)					設計業務の成果 連系管・引込管・ 連系設備の調整	「電線共同溝と引込管、連系管及び連系設備の 同時施工について調整を行うこと」とありま すが、第3・4・(1)では、引込管、連系管及 び連系設備の施工について「電線管理者への委 託を基本とする」とあります。 これは、事業者は、電線管理者と同時施工で電 線共同溝を整備するという解釈でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書（案）		12	2	6	(5)					設計業務の成果 連系管・引込管・ 連系設備の調整	「電線共同溝と引込管、連系管及び連系設備の 同時施工について調整を行うこと」とありま すが、第3・4・(1)では、引込管、連系管及 び連系設備の施工について「電線管理者への委 託を基本とする」とあります。 これは、明確な根拠があれば、必ずしも電線管 理者へ委託しなくてもよいという解釈でよろし いでしょうか。	電線管理者への委託を基本としていますが、ご理 解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
175	要求水準書（案）		12	2	6	(5)					連系管・引込管・連系設備の調整	2頁には、特定事業の対象に「電線共同溝（管路部）の引込管、連系管を含む」とあり、16頁では「引込管と連系管に係る費用については市と協議して決定する」とあります。連系管路および引込管路は電線共同溝本体であるため、本体工事に含むという解釈で間違いございませんでしょうか。また連系設備、引込設備の費用の取り扱いについてご教示願えますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、詳細を入札公告時に示します。
176	要求水準書（案）		12	2	6	(6)					設計業務の成果 埋設企業者の確認 及び移転協議	ここでの「移転」とは、支障移設を指すという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書（案）		12	2	5	(7)					家屋調査	「事業者は、工事着手に先立ち、家屋の実状把握のうえ施工しなければならない」とありますが、家屋調査は、入札価格に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
178	要求水準書（案）		12	2	6	(7)					家屋調査	『家屋の実情把握のうえ施工しなければならない。』と記載がありますが、家屋調査、地下水調査、騒音振動調査等の調査基準はどのようにお考えでしょうか？また、影響範囲（調査範囲）については別途お示しいただけるのでしょうか？ 更に、調査後結果をもって補償対象となった場合は、設計変更対象となるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。 事業を進める中で補償が必要になるもの等については、リスク分担の考え方により判断します。
179	要求水準書（案）		12	2	6	(7)					家屋調査	実情把握後、設計変更対象でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書（案）		12	2	6	(7)					設計業務の成果 家屋調査	家屋調査をおこなう範囲は示されるのでしょうか。	入札公告時には範囲は示しません。 調査時点において、範囲を決定します。
181	要求水準書（案）		12	2	6	(7)					家屋調査	「事業者は、工事着手に先立ち、……」と記載されていますが、調査家屋は入札公告時に明示していただけると考えてよろしいですか。	入札公告時には範囲は示しません。 調査時点において、範囲を決定します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
182	要求水準書（案）		12	2	6	(8)					設計業務の成果 道路照明道路標識 及び信号等の計画調整	「・・・市が道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。」とありますが、事業者が担う業務はありますでしょうか。	協議資料の作成等を想定しています。
183	要求水準書（案）		12	2	6	(8)					設計業務の成果 道路照明道路標識 及び信号等の計画調整	市の方針や道路管理者及び所轄警察署と調整した結果に基づき、事業者が計画を策定するという解釈でよろしいでしょうか。	事業者が行う業務は、協議資料の作成等を想定しています。
184	要求水準書（案）		13	2	6	(8)					道路照明道路標識及び信号等の計画調整	道路照明、道路標識の詳細設計に必要となる計画案や協議資料を市が作成し、事業者は詳細設計のみを実施するとの認識で良いでしょうか。	協議資料の作成等は事業者の行う業務と想定しています。
185	要求水準書（案）		13	2	5	(8)					道路照明	「設計を実施する場合は、設計変更の対象とする。」とありますが、道路照明、道路標識、信号機の設計全てに該当すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書（案）		13	2	6	(8)					道路照明道路標識及び信号等の計画調整	この項の前文は、道路照明、道路標識及び信号等の計画は、入札時積算数量書等に示される業務に基づき事業者が策定し、詳細については市が道路管理者および所轄警察署と調整し、変更となった部分は設計変更対象とするという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
187	要求水準書（案）		14	3	1	(3)					建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理	建設発生土及び廃棄物等の処分に際し、市の指定はあるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
188	要求水準書（案）		14	3	1	(4)					数量の算出及び完成検査	出来形測量の実施頻度と要求される水準を教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
189	要求水準書（案）		14	3	1	(2)					業務の条件	工事業務を行う上の基本条件、施工区分・安全管理・産廃処分地などは、公告時に明示していただけると考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
190	要求水準書（案）		15	3	1	(6)					完成検査及び工事完成（引渡し）検査	引渡し後の、瑕疵等の期間の考え方は、入札公告の事業契約書（案）で提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書（案）		16	3	1	(7)					出来形部分検査	出来形部分検査を受検し補助金分の支払いを受けた場合、最終の竣工（完成）検査においては当該部分は検査対象外となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書（案）		16	3	1	(7)					総則 出来形部分審査	国交省の無電柱化推進計画事業補助金を活用される場合、毎年度竣工報告をするのでしょうか。またその場合でも事業者への支払いは令和13年度以降の割賦払いでしょうか。	出来高に応じて補助金が支払われる場合、毎年度出来形部分検査を実施します。補助金相当分は出来高に応じて毎年支払い、補助金対象外分は所有権移転後、割賦方式により支払うことを予定しています。
193	要求水準書（案）		17	3	1	(8)					BIM/CIMの活用について	見積書の提出は、工事業務開始後でよろしいでしょうか。	事業契約後、工事業務の開始前までに提出をお願いします。
194	要求水準書（案）		17	3	2	(1)					一般事項	本項に示される支障物件の移設・解体撤去及び復旧費用については、入札公告の段階で見積参考資料をご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
195	要求水準書（案）		17	3	2	(1)					一般事項	当該現場は、歩道上に高木が連続しており、電線共同溝構築を勘案すると、伐採・移植が想定されますが、樹木医判断等を含めた伐採・移植の基準をお示しいただけるのでしょうか。	伐採・移植の基準はありません。
196	要求水準書（案）		17	3	2	(1)					支障移設工事 一般事項	本項目には、高木伐採・移植についての記載がありませんが、当該現場は高木が規則正しく連続しており、電線共同溝整備が原則歩道内整備であることを鑑みると、植樹の伐採・移植については、住民意向（感情）、樹木医判断の可否、移植先、伐採の可否等における詳細の基準を入札公告時にご提示して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	伐採・移植の基準はありません。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
197	要求水準書（案）		17	3	2	(1) (2)					支障移設工事 一般事項 業務の条件	(1) (2)の記載内容から、水道・下水道等の埋設占用事業者による埋設物についても事業者が移設・解体撤去及び復旧を行うものという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、埋設占用事業者への委託も可能です。
198	要求水準書（案）		17	3	2	(1) (2)					支障移設工事 一般事項 業務の条件	(1) (2)の記載内容から、信号・標識灯についても事業者が移設・解体撤去及び復旧を行うものという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書（案）		17	3	2	(2)	1)				業務の条件	「試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面図・横断図を作成し、占用者に移設箇所、位置図の確認を行うこと。」とありますが、一般的に支障物移設計画は、設計業務に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書（案）		18	3	3	(1) (2) (2)	1) 2) 3)				電線共同溝工 電線共同溝 付帯設備工	「横浜市電線共同溝整備マニュアル 標準構造図集」に記載のない材料を使用する際に市の承諾が必要という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書（案）		20	3	4	(1)					一般事項	「引込管・連系管及び連系設備の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする。」とありますが、設計も委託することは可能なのでしょうか。	可能です。
202	要求水準書（案）		20	3	4	(1)					引込・連系管・連系 設備工事	電線管理者への委託を基本とするとありますが、電線管理者と協議のうえ、応募グループの工事企業が施工することは妨げないという判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書（案）		21	3	5	(5)					隣接家屋・店舗等 の出入口調整	「歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、市が負担するものとする。」とありますが、具体的な事例についてご教示願います。	電線共同溝工事により、施設の配置や歩道形状により、出入口の調整が必要となった場合などを想定しています。
204	要求水準書（案）		21	3	5	(6)					電線共同溝管理規定 の作成	本事業区間に特化した規定を策定するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
205	要求水準書（案）		21	3	1	(2)					業務の条件	電線共同溝管理規定の作成時期についてご教示願います。	施設引渡しまでの作成を予定しています。
206	要求水準書（案）		23	5	1	(1)					一般事項	業務の実施に際しシステムの指定はありますでしょうか。	特に指定はありませんが、システムを使用する場合は、横浜市が使用可能か確認してください。
207	要求水準書（案）		23	5	1	(2)	2)				基本事項 業務実施体制	「業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて」とありますが、具体的に資格要件などあれば教えて下さい。	個別の法律に基づく資格要件を満たす者としてください。
208	要求水準書（案）		24	5	1	(3)	1)				業務計画書	業務計画書に「各業務の責任者の経歴、資格等」とありますが、維持管理業務責任者に必要な経歴、資格がございましたらご教示願います。	資格要件等の指定はありません。
209	要求水準書（案）		26	5	2	(1) (2)					点検業務 業務の実施 要求水準	点検の対象範囲は、特定事業の対象項目である電線共同溝のみという解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
210	要求水準書（案）		26	5	2	(1) (2)					点検業務 業務の実施 要求水準	「特殊部については、施設完成後5年に1回内部を点検すること。」とありますが、本事業の維持管理期間は10年ですので、2回実施するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書（案）		27	5	2	(3)	2)				災害及び想定外の事態が発生した場合の対応	市の定める災害時等の点検基準をご教示頂けませんでしょうか。	電線共同溝については、点検基準が確立していませんので、本事業の中で作成することを想定しています。
212	要求水準書（案）		27	5	3						補修業務	引き渡し後（瑕疵の期間を除く）は、市の負担が基本と考えますがいかがでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
213	要求水準書（案）		27	5	3						補修業務	道路管理者起因・交通管理者指示に伴う改修費用は市の負担でよろしいでしょうか。	発生する事象により判断します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
214	要求水準書（案）		27	5	3	(1)					一般事項	「電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝特殊部の蓋の補修を実施する。」とありますが、補修業務には管路は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	維持管理業務には、電線共同溝の管路部、特殊部も対象とします。
215	要求水準書（案）		28	5	3						基本フロー	ガタつきにはb. 固着剤使用と記載がありますが、補修工法が確立されているという認識で宜しいでしょうか？	固着剤使用については、一例です。
216	要求水準書（案）		29	5	4	(1)					調整マネジメント業務（維持管理段階） 一般事項	「調整マネジメント業務（維持管理段階）」については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）」で実施してもよい。」とありますが、これは、要求水準で求められる内容に対して、必要に応じて電線共同溝の占用者に対し、占用等の許可をだしていただけのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書（案）		29	5	4	(2)					調整マネジメント業務（維持管理段階） 業務の範囲	役割分担表の占用業者の実施の欄に、「※事業者が希望する場合は別途協議」とありますが、これは、事業者と占用業者が合意すれば、事業者が実施することも可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書（案）		29	5	4	(3)	1)				協議・調整	『事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。』との記載があるが、管理台帳、電線共同溝の鍵の保管は本業務に含まるとの理解でよろしいでしょうか。	管理台帳及び鍵は事業者に貸与することを想定しています。
219	要求水準書（案）		30	5	4	(4)					特記事項	特記事項における主語は「占用者」となっていますが、この特記事項は、PFI事業者へ何を要求しているのでしょうか。PFI事業者へ占用者の管理を監督することを求めているのでしょうか。	事業者の役割としては、事務所から申請の連絡を受けた後、入溝の出入り確認を記録することを想定しています。
220	要求水準書（案）		30	5	4	(4)					特記事項	特記事項に記載されている内容は、占用者および占用者以外が入溝する際に必要な手続きが記載されていますが、事業者の役割をご教示ください。	事業者の役割としては、事務所から申請の連絡を受けた後、入溝の出入り確認を記録することを想定しています。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
221	要求水準書（案）		30	5	4	(4)	1)				工事以外の入構	「占有者以外の者が入溝する場合」の説明が「占有者」の入溝の場合と同じ手続きになっていますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書（案）		30	5	4	(4)	1)				特記事項 工事以外の入溝	「占有者以外の者が入溝する場合」とは、当該PFI事業における維持管理企業も含まれますでしょうか。また、それ以下の文章「⇒占有者は土木事務所長に～」は占有者以外の者が入溝する場合も占有者が申請書を提出するということでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、入構希望者となります。事業者の役割としては、事務所から申請の連絡を受けた後、入溝の出入り確認を記録することを想定しています。
223	要求水準書（案）		33								事業対象区域図	トンネル、小規模な橋梁やボックスカルバートがある場合等がある区間も対象となりますか。含む場合は特殊扱いとし、契約変更対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、事業対象範囲に橋梁やボックスカルバート区間は含みますが、トンネル区間は含みません。後段は、入札公告時に、事業費算出の考え方を示します。
224	要求水準書（案）		34								対象範囲	トンネル、小規模な橋梁やボックスカルバートがある場合等がある区間も対象となりますか。含む場合は特殊扱いとし、契約変更対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	前段は、事業対象範囲に橋梁やボックスカルバート区間は含みますが、トンネル区間は含みません。後段は、入札公告時に、事業費算出の考え方を示します。
225	要求水準書（案）		34								標準断面図	管路が路肩に表現されていますが車道への整備を想定されているのでしょうか。	概略検討においては車道内整備としています。
226	要求水準書（案）		35								標準断面図	管路が路肩に表現されていますが車道への整備を想定されているのでしょうか。	概略検討においては車道内整備としています。
227	モニタリング基本計画（案）		1	1	3						モニタリング体制	「事業者」はPFI事業者、「受託企業」とは、協力企業という解釈でよろしいでしょうか。	「事業者」はPFI事業者、「受託企業」は構成企業及び協力企業です。
228	モニタリング基本計画（案）		2	1	3						モニタリング体制	「受託企業」は「協力企業」という解釈でよろしいでしょうか。	「受託企業」は構成企業及び協力企業です。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
229	モニタリング基本計画（案）		1	1	3						モニタリング体制	会社法に基づく監査対象外のため、法定監査を受けていない場合でも問題はないでしょうか。	モニタリング基本計画（案）に示すとおりです。
230	モニタリング基本計画（案）		3	2	1	(2)					書類による確認	『提出書類は、市の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。』との記載があるが、特に「表1 提出する書類及び時期（調査・設計及び工事段階）」⑦に関する記載だと認識して良いのでしょうか。	提出時期までの提出としますが、可能なものは、余裕をもって提出してください。
231	モニタリング基本計画（案）		3	2	1	(2)					モニタリング方法書類による確認	提出書類のうち、②設計図書と③施工計画書は、いずれも提出時期が工事着工予定日の30日前までとなっていますが、同時に提出してもよいのでしょうか。	可能です。
232	モニタリング基本計画（案）		5	2	2	(3)					是正措置等契約解除	フロー図の中段に改善勧告とありますが是正勧告でよろしいですか	モニタリング基本計画（案）を訂正します。
233	モニタリング基本計画（案）		10	4	2	(1)	① ②				書類による確認	「会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュ・フロー計算書（各構成企業）」とありますが、キャッシュ・フロー計算書は会社法上作成を要請されるものではありません。作成する場合は、会社任意に作成することとなりますが、そういったものでも提出の必要がありますでしょうか？	提出の必要があります。
234	モニタリング基本計画（案）		10	4	2	(1)	②				書類による確認	「PFI事業を単位とした経理（プロジェクト会計）の財務に関する書類（キャッシュ・フロー計算書を含む財務諸各事業年度終了後3ヶ月以内表等）※事実関係を証明する証拠書類等」とありますが、提案書に記載しているPFI事業に特化したPL（損益計算書）とCF（キャッシュフロー計算書）の提出で足りるでしょうか？	本PFI事業を単位とした、PL（損益計算書）、CF（キャッシュフロー計算書）、BS（貸借対照表）を提出してください。
235	モニタリング基本計画（案）		10	4	2	(1)	②				財務状況等に関するモニタリングの方法書類による確認	PFI事業を単位とした経理の財務に関する書類は、今回の環状3号線電線共同溝PFI事業に特化した財務書類（キャッシュフロー計算書を含む財務諸表）が必要でしょうか。	本PFI事業を単位とした、PL（損益計算書）、CF（キャッシュフロー計算書）、BS（貸借対照表）を提出してください。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
236	モニタリング基本計画（案）		10	4	2	(1)	②				財務状況等に関するモニタリングの方法書類による確認	提出書類のうち、1の対象は代表企業及び構成企業で、2と3は代表企業のみという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	モニタリング基本計画（案）		10	4	2	(1)	②				財務状況等に関するモニタリングの方法書類による確認	提出書類1について、企業によっては、記載されている各事業年度と決算期が異なる場合があります。その場合、企業の決算期後3カ月以内に提出することによろしいでしょうか。	事業年度終了後3ヶ月以内に提出可能な最新の書類の提出をお願いします。
238	モニタリング基本計画（案）		12	5	2	(1)	①				確認方法書類による確認	工事段階に提出未了工事完成図書と、事業終了時に提出する工事完成図書は異なるものなのでしょうか。	同じものです。